

教育活動の改善

「学校診断マニュアル」を活用し、学校が自らの組織運営や教育活動を点検するとともに、園・学校や地域の実態を踏まえ、教育目標の実現に向けた本年度の重点目標を定めて取り組む。また、こうした取組について、自己評価及び学校関係者評価など学校評価を適切に実施し、学校改善を図る。

教職員の指導力の向上

園・学校の教育目標に照らし、子どもたちの状況などを的確に把握するとともに、体罰を生まない学校文化を構築し、日々の教育活動に取り組む。
また、異なる校種の教職員と一緒に参加する公開授業、ICTの活用を含めた授業研究・教材研究等及び研修を推進し、幼・小・中学校間をはじめ異校種間の円滑な接続とともに、若手教職員に対する研修を充実させ、全教職員の指導力の向上に努める。

地域と共にある園・学校づくりの推進

教育内容や教育活動の状況及び学校評価の結果などについて、積極的な情報の発信に努める。
また、保護者や地域住民が教育活動に参画し、協働して子どもたちの課題解決を図る「地域と共にある学校づくり」の充実を図り、今後、地域住民や大学生等の協力により、子どもたちの学習支援の機会を増やすことにも努める。

◆特別支援教育の充実

障害のある子どもたちが自立や社会参画に向けて主体的に取り組めるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸ばすため、適切な指導及び必要な支援を全ての学校において行い、インクルーシブ教育を推進する。

◆学校安全の充実

事故・事件を未然に防ぐため、学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険に気付き、的確に回避できる実践的な態度や能力を育成するための安全教育の充実を図る。

◆いじめの未然防止、早期発見、早期対応への取組

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、全ての教育活動を通じて、子ども同士の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

◆不登校児童生徒への支援の充実

不登校の予兆への対応を含む初期段階から一人一人の状況に応じた組織的・計画的な指導・支援に努めるとともに、全ての子どもたちが楽しく通うことができる魅力ある学校づくりを推進する。

教育長メッセージ

「教育は人なり」という言葉がありますが、子どもたちの学ぶ意欲を高め、魅力と活力ある園・学校をつくるために最も必要なのは、教職員の皆さんの力であると考えています。

教師について、次のような言葉があります。「平凡な教師は言って聞かせる。よい教師は分かりやすく説明し、優秀な教師はやってみせる。しかし、最高の教師は子どもの心に火をつける。」子どもたちの学ぶ意欲を高めるためには、子どもたちをやる気にさせるような教師の存在が大切だと考えています。そのためには、まず、教職員自身が学び続け、学ぶことを面白いと感じ、子どもたちに学ぶ喜びを伝え、分かち合うことが重要です。教えることの専門家であると同時に、学ぶことの専門家であってほしいものです。

教職員の皆さんが、このリーフレットの内容を十分理解した上で、子どもたちの心に火をつける創意工夫に満ちた教育を推進されることを期待します。

平成28年1月

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

【先生方を支援する各Webサイト】

「奈良県先生応援サイト」頑張る奈良県の先生を応援します <http://www.nps.ed.jp/ouen/>

「まなびー奈良」授業に活用できる練習問題や授業モデル動画を公開します <http://www.nps.ed.jp/ouen/NewFaq/16/>

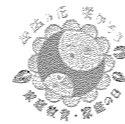
「なら・まなびねっと」あなたの学びに役立つ情報を提供します <http://www.llis.pref.nara.jp/xc/>

「なら“先生の蔵”」明日からの授業を提案します <http://www.nps.ed.jp/nara-c/gakushi/kura/>

奈良県教育委員会
事務局トップページ



奈良県教育委員会事務局学校教育課 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 TEL0742-22-1101 (代表)



毎月第3日曜日は「家庭教育・家庭の日（いきいきサンデー）」

平成28年度

学校教育の指導の重点

子どもたちの学ぶ意欲を高め、
魅力と活力ある園・学校をつくるために

（案）



奈良県教育委員会

毎年11月1日は「奈良県教育の日」



指導の重点（目標）

基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力を育む

《幼稚園等※1》調べる、比べる、尋ねるなどの様々な手法を組み合わせて、楽しみながら課題を見だし解決する活動を工夫し、感じたことや経験したことを自分なりの言葉などで表現する力を育成する。

《小学校》個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫するとともに、各教科等において記録、要約、説明、話し合いなどの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育成する。

《中学校》個に応じた指導の充実を図り、小学校の学習内容を考慮し、基礎的・基本的な知識及び技能を定着させるための学習活動を工夫するとともに、各教科等において批評、論述などの言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育成する。

《高等学校》学習の系統性を考慮し、知識及び技能を定着させる学習活動を工夫するとともに、言語活動の充実により、思考力、判断力、表現力を育成する。

《特別支援学校》「個別の指導計画」に基づいた適切な学習指導を展開するとともに、発達段階、障害の状態及び特性等に応じ、自ら社会参画する力を養う。

確かな学力の育成

正しく判断し、行動する力を育む

《幼稚園等》身近な人々との関わりを深め、愛情や信頼感、他の人を思いやる心を育む。自然や身近な動植物に親しませ、生命を大切にすることを育み、協同して遊ぶことを通して、よいことや悪いことに気付かせルールを守ろうとする態度を養う。

《小学校》自分や他人を理解し、生命を大切にすることを育み、人権を尊重する心、自律心、責任感、正義感を育む。集団宿泊活動や自然体験活動などを通して、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けさせる。

《中学校》自分や他人への理解を深め、生命を大切にすることを育み、人権を尊重する態度、自律心、責任感、正義感を育む。職場体験活動やボランティア活動などを通して、社会生活上のルールやマナーを身に付けさせ、社会参画しようとする態度を養う。

《高等学校》人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を深め、他者と共に主体的に生きる能力と態度を育てる。法やルールの意義を理解し、社会の一員としての自覚を深めさせる。

《特別支援学校》様々な経験を通して、自ら他人に関わりようとする姿勢を養うとともに、集団の中における自分の役割を理解し、行動する力を育む。

豊かな人間性の育成

進んで運動に取り組む力を育む

《幼稚園等》いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、伸び伸びと行動することを通して、充実感や満足感を味わわせ、健康なからだづくりの基礎を培う。

《小学校》外遊びや業前・業間運動などを行うことにより、進んで運動を楽しもうとする態度やいろいろな運動ができる力の基礎を育てる。

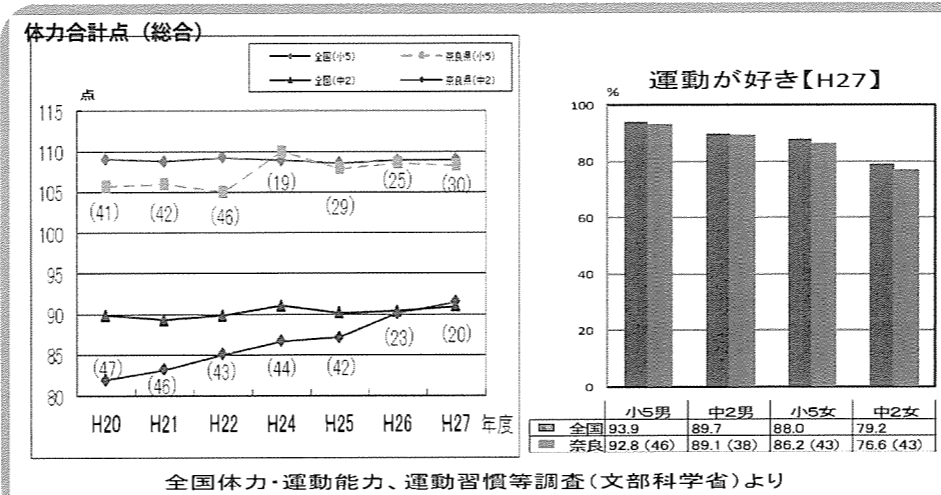
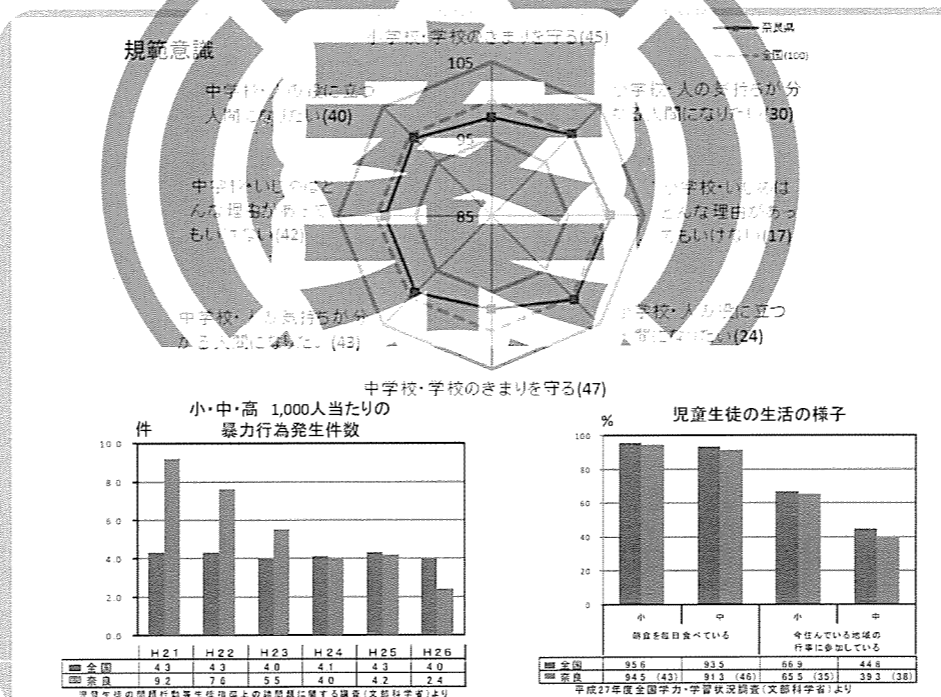
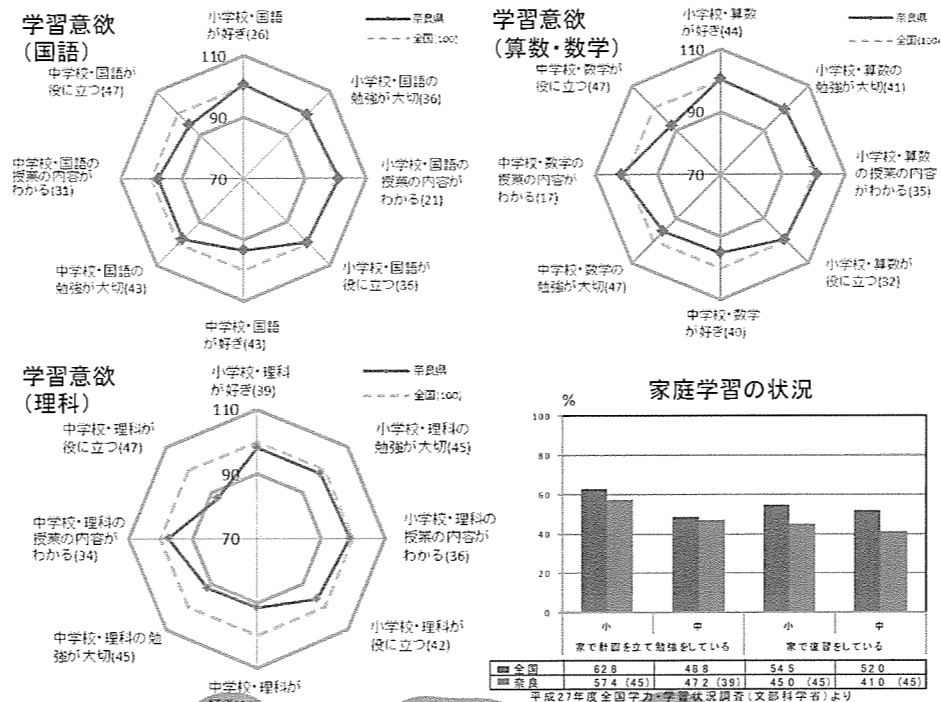
《中学校》様々な運動の経験を通して、体力向上を図るとともに積極的に運動に取り組む態度や生涯にわたって運動に親しむ資質を育てる。

《高等学校》運動・スポーツに主体的に取り組むことにより、生涯にわたって運動を楽しむ力を身に付けさせるとともに、自らの健康を保持増進できる実践力を育てる。

《特別支援学校》自分に合った適切な運動の経験を通して、運動への意欲を高めるとともに、強く活動力のある身体を育む。

たくましい心身の育成

調査結果が示す子どもの現状



課題

今年度の主な取組

- ・学力向上フォーラム（小）（中）（特）
- ・奈良TIMEの推進（高）（特）

【新】学習意欲向上プロジェクト（小）（中）
子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の育成を目指し、授業モデルなどをWeb配信する「まなびー奈良」のほか、地域を指定した先進的研究、「家庭学習の手引き」の作成、児童の自然体験の充実を図る「未来の科学者創出事業」、教員の理科研修の充実を図る事業などに取り組む。

学習意欲の向上

◆理数教育の充実
子どもたちが観察・実験やレポートの作成、論述、数量や図形に関する知識・技能を実際の場面で活用する活動などを行う時間を十分確保し、分かる喜びや学ぶ意義を実感することにより、数学や科学に対する関心や学習意欲を高めるための理数教育の充実を図る。

◆キャリア教育の充実
子どもたちが自分の将来に夢や希望をもって意欲的に学び、社会的・職業的自立に向けて必要な態度や能力を身に付けるため、それぞれの発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る。また、「キャリア教育の手引き」を作成・配布し、小・中・高等学校等が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。

- ・道徳教育指導資料の作成（小）（中）（特）
- ・人権教育資料の作成（小）（中）（高）（特）
- ・地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業（小）（中）（高）（特）
- ・地域と共にある学校づくり（全）
- ・元気なならっ子約束運動（幼・保）（小）（特）

規範意識の向上

◆道徳教育の充実
子どもたちが基本的な生活習慣、規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、郷土に対する誇りや愛情などの道徳性を養い、主体的に判断し、適切に行動する力を育てるため、道徳教育の充実を図る。

◆人権教育の充実
子どもたちが自尊感情を醸成し、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を養うとともに、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」に基づいた教育の充実を図る。

- ・体力向上ホップ・ステップ・ジャンプ事業（幼）（小）（特）
- ・「外遊び、みんなでチャレンジ！」の実施（小）（特）
- ・小学校への体力テスト測定支援（小）（中）（高）
- ・運動部活動指導の工夫・改善支援事業（中）（高）（特）
- ・園庭及び運動場の芝生化（全）
- ・健康教育【学校保健、学校安全、学校給食（食育）】の推進（全）

体力の向上

◆食育の充実
子どもたちが健康な心身をつくり、健康長寿を目指すよう、小学校では食生活の基礎を確立し、中学校・高等学校では自立した食生活を実践できる力を獲得するため、家庭や地域と連携した具体的・実践的な食育の充実を図る。

※1 幼稚園等とは幼稚園のほか認定こども園を含む

※2 表中の（ ）内は全国順位

奈良県学校教育の指導方針

平成21年1月

奈良県教育委員会

奈良県学校教育の指導方針

◎学校教育の目標

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指す。

◎具体目標

- ・ 基礎的な知識・技能を習得させ、学んだことを活用する力を育成するとともに、主体的に学ぶ態度を養う。
- ・ 真理を求め、生命を尊び、自然を愛し、崇高なものに感動する心を育てる。
- ・ 正しい判断力と強い意志を養い、規範意識を高め、自律的な生活態度を育てる。
- ・ 勤労観・職業観を養い、主体的に進路を選択する能力を育てる。
- ・ 自他敬愛に基づく人間関係を深め、社会連帯の精神と社会に貢献する態度を養う。
- ・ 郷土や自国に対する理解と愛情を培い、国際理解を深めることを通して、互いに尊重し合う態度を育てる。
- ・ 健康的な生活習慣を養うとともに、自発的・自主的な体育的活動をすすめ、たくましい心身を育てる。

◎指導の柱

○確かな学力の育成

確かな学力は、基礎的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等までを含めたものであり、指導と評価の一体化を図りながらはぐくむことが大切である。

○豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、他の人を思いやる心や社会貢献の精神、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感などであり、共生社会を展望し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、体験的な学習活動の充実に努め、学校生活のあらゆる場面ではぐくむことが大切である。

○たくましい心身の育成

たくましい心身は、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中で運動・スポーツや健康・安全についての実践を通してはぐくむことが大切である。

奈良県学校教育の指導方針

解 説 編

- 1 「奈良県学校教育の指導方針」のねらい
- 2 「奈良県学校教育の指導方針」の作成経緯
- 3 「奈良県学校教育の指導方針」の構成
- 4 各項目の説明
 - (1) 学校教育の目標
 - (2) 具体目標
 - (3) 指導の柱

1 「奈良県学校教育の指導方針」のねらい

「奈良県学校教育の指導方針」は、奈良県教育委員会が本県教育の充実・振興を期し、市町村教育委員会や幼稚園・学校に対して、学校教育の目指すべき目標及び具体目標、それらの目標を達成するための指導の柱を示したものである。

2 「奈良県学校教育の指導方針」の作成経緯

これまでから本県では、年度ごとに「学校教育の指導方針」を示し、その方針の下、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえ、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に努めてきた。近年、子どもたちを取り巻く社会状況は著しく変化している。もとより教育の不易の部分については、どのような時代にあっても不変であるが、今日的な課題については時流に即した対応も必要である。

そこで、これまでの「学校教育の指導方針」を見直し、本県の子どもたちに身に付けさせたい力や態度等について、教育基本法や学校教育法等の趣旨に基づき、中長期的な方針として「奈良県学校教育の指導方針」を示すこととした。

なお、各種調査結果等から見えてくる子どもたちの姿を踏まえ、本県教育が重点的に年度ごとに取り組むべき内容は「学校教育の指導の重点」として示すこととした。

3 「奈良県学校教育の指導方針」の構成

(1) 学校教育の目標

冒頭に、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく本県の学校教育の目標を掲げた。

(2) 具体目標

中段に、学校教育の目標の実現を図るための七つの「具体目標」を示した。

(3) 指導の柱

下段に、「指導の柱」として、知・徳・体の各領域から「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」の三つを示した。

4 各項目の説明

(1) 学校教育の目標

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指す。

学校教育は、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた発達を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を目指して行わなければならない。

特に、これからの学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力をそなえた、鋭い人権感覚や人権意識をもつ人間性・創造性豊かな子どもたちの育成、すなわち将来の職業や生活を見通して社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」をはぐくむことを重視した教育を進めていく必要がある。

(2) 具体目標

知・徳・体の調和のとれた発達を基本とし、生命の尊重、個人の自立、他者や社会との関係、郷土の伝統や文化を基盤とした国際社会の一員という観点から次の七つを学校教育の具体目標として設定した。

○ 基礎的な知識・技能を習得させ、学んだことを活用する力を育成するとともに、主体的に学ぶ態度を養う。

生涯にわたり学習する基盤を培うという観点に立って、基礎的な知識や技能を確実に習得させるとともに、知識・技能を活用する学習活動（体験的な学習、課題解決的な学習等）やこれらの成果を踏まえた探究的な活動を通して、思考力、判断力、表現力等の育成に努める。さらに、分かる喜びや成就感を体得するなかで、主体的に学習に取り組む態度を育て、豊かな文化の創造と発展に貢献する人間の育成に努める。

○ 真理を求め、生命を尊び、自然を愛し、崇高なものに感動する心を育てる。

真理を求め、生命を尊び、自然を愛する生き方を大切にするなかで、美しいもの、崇高なものに感動する心など、豊かな感性を育てる。また、本県の森林などの美しい自然や、幾世代を経て今日まで伝えられている伝統や文化財などを愛護し、後世に伝えようとする態度の育成に努める。

○ 正しい判断力と強い意志を養い、規範意識を高め、自律的な生活態度を育てる。

日常生活の中で、どのような考えをもち、行動していけばよいかを正しく判断する能力や強い意志を養うとともに、正義を求め、社会生活を送る上で必要とされる約束やきまりを重んじ、他者への配慮と深い思いやりを大切にする心を育てる。さらに、自らの在り方生き方についての自覚を深めさせ、自律的な生活態度の育成に努める。

○ 勤労観・職業観を養い、主体的に進路を選択する能力を育てる。

各園・学校の実態に応じて社会体験的な学習を取り入れ、子どもたちの社会参加の意識や意欲を高めるとともに、勤労の尊さとその意義、働くことの意義についての理解を深めさせ、勤労観・職業観の育成に努める。さらに、社会人や職業人としての将来の生き方を考えさせるなかで、自らの夢の実現や目標の達成に向けて主体的に努力する態度や個性に応じて、進路を選択する能力の育成に努める。そのためには、子どもたちの発達段階に応じて、キャリア教育の視点から様々な教育活動を推進することが大切である。

また、指導に当たっては、家庭や地域、企業・産業界と連携・協力することも大切である。

○ 自他敬愛に基づく人間関係を深め、社会連帯の精神と社会に貢献する態度を養う。

子どもたち一人一人の自尊感情を高めるとともに、他の人も、ともに生きるかけがえのない人間として尊重し、よりよい社会の実現を目指して、互いに連帯して積極的に努力する態度の育成に努める。さらに、公の事と自分とのかかわりや社会の中における自分の立場に目を向けさせ、社会の一員としての自覚を高め、社会に奉仕し貢献する態度の育成に努めるなど、公共の精神を養う。

とりわけ男女共同参画社会の実現に向けて、男女が互いに尊重し、支え合う態度を育成するようにする。

また、子どもたちを権利をもつ主体としてとらえ、一人一人の願いを大切にして、いじめや不登校等の問題解決に向け、子どもたちの理解と指導・支援に努めるとともに、互いの言動がもたらす影響を考えるなど、先を見通すことができる想像力を養うことが大切である。

- 郷土や自国に対する理解と愛情を培い、国際理解を深めることを通して、互いに尊重し合う態度を育てる。

郷土や自国の文化と伝統について理解を深め、尊重し、それらをはぐくんできた郷土や国を愛する心を育てるとともに、諸外国の文化や歴史などについて正しく理解することを通して、国際社会の一員としての自覚を高め、ともに生きるという視点から互いに尊重し合う態度の育成に努める。

- 健康的な生活習慣を養うとともに、自発的・自主的な体育的活動をすすめ、たくましい心身を育てる。

生涯にわたって体育・スポーツに親しみ、健康を保持増進できるようにするとともに、心身ともに活力ある子どもたちの育成を目指し、睡眠時間の確保や望ましい食習慣などの健康的な生活習慣を家庭と連携して身に付けさせ、自己の健康・体力は自分で作り管理するものであるという認識の下、内発的動機に支えられた体育・スポーツの実践を通して、健康でたくましい精神力と体づくりに努める。

(3) 指導の柱

確かな学力の育成

確かな学力は、基礎的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等までを含めたものであり、指導と評価の一体化を図りながらはぐくむことが大切である。

わが国における国際化、情報化、高齢化などの社会の変化は、急速に進みつつある。こうした社会において、子どもたちが主体的、創造的に生きていくためには、一人一人が困難な状況に立ち向かい、生涯にわたって学び続ける態度や、社会の変化に主体的に対応することができる力を育てることがますます重要となっている。

特に、これからの子どもたちに求められる力は、学ぶ意欲や基礎的な知識や技能はもとより、課題を発見し設定する力、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等までを含めた「確かな学力」であり、これを一人一人の個性を生かす教育の中ではぐくむことが大切である。

そのためには、各園・学校においては、適切な評価規準を設定し達成目標を明確にするとともに、子どもたちの実態を踏まえ個に応じた指導を充実させ、評価を指導に生かすなど指導の工夫改善に努め、確かな学力の定着に向けた取組を徹底させることが大切である。

さらに、基礎的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させることが大切である。

また、小学校中学年以降では、総合的な学習の時間において、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、それらを学習や生活に総合的に働くように課題解決的な学習や探究的な活動を充実させ、主体的に学習に取り組む意欲や態度を一層向上させることも大切である。

豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、他の人を思いやる心や社会貢献の精神、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感などであり、共生社会を展望し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、体験的な学習活動の充実に努め、学校生活のあらゆる場面ではぐくむことが大切である。

今日、子どもたちをとりまく状況が著しく変容する中、子どもたちに生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、互いの言動がもたらす影響を考えるなどの先を見通すことができる想像力、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心をはぐくむとともに、自己を見失うことなく、自分のよさや個性の伸長を図り、互いを認め合える豊かな心などの「生きる力」の核となる豊かな人間性を育成することが大切である。

そのためには、集団宿泊活動や職場体験活動、就業体験活動、ボランティア活動、森林などの自然を通じた体験的・実践的な活動を積極的に取り入れるとともに、それらと「道徳の時間」などに関連付けて、生き方についての自覚を深めさせ、子どもたちが将来にわたって主体的に自己実現を図り、積極的に自己を生かしていくことができるよう指導していく必要がある。

また、発達の段階に応じて、各学校における進路相談やガイダンス機能を充実させるとともに、しっかりとした勤労観・職業観を身に付けさせるため、進路に関する啓発的な体験活動を推進することも大切である。

さらに、「児童の権利に関する条約」や「奈良県人権施策に関する基本計画」「奈良県男女共同参画推進条例」等の理念を踏まえつつ、「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」の趣旨等を根底に据え、生命や人権を尊重する実践的態度を一層育てるとともに、男女の役割を固定的にとらえる意識などをなくしていく必要がある。

たくましい心身の育成

たくましい心身は、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中で運動・スポーツや健康・安全についての実践を通してはぐくむことが大切である。

今日、経済や科学技術の飛躍的な発達により、生活が豊かで便利になるなど生活様式が大きく変化し、価値観も多様化している。このことは、子どもたちの日常生活における身体活動の機会の減少や、運動に興味をもち活発に運動する者とそうでない者との二極化などを生み出している。その結果、長期的な体力の低下をもたらし、健康への悪影響や意欲・気力の低下などが懸念されている。こうした中、「生きる力」を支える基盤として「たくましく生きるための健康や体力」を育てることが求められている。

たくましい心身の育成は、生涯スポーツの考え方に基づき自分自身のライフステージに最も適した運動やスポーツを楽しむ生活と、ヘルスプロモーションの考え方に基づき自らが主体的にライフスタイルを形成する生活を営むことのできる心と体をはぐくむことである。

指導に当たっては、子どもたちの心身の発達段階を考慮し、一人一人の特性等を踏まえて、それぞれの運動のよさを知り、楽しさを味わわせることに加えて、食生活など生活習慣全体を視野に入れた健康・安全の理解と実践力を身に付けさせることが大切である。そのためには、「体育」及び「保健」の学習を基盤として、学校教育活動全体を通して計画的・組織的に取り組むとともに、家庭や地域社会とも連携を図り、確実に推進する必要がある。